

【障害福祉サービス事業者】
施設等運営支援臨時給付金支給事業 事務手続

令和7年1月9日

1 事業内容

物価上昇に直面する障害福祉サービス事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、東京都が障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業を実施するところである。都の事業対象とならない障害福祉サービス事業所に対し、障害者が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、施設等運営支援臨時給付金を支給する。

2 支給内容

(1) 支給対象者

練馬区内に所在し、東京都知事もしくは練馬区長の指定または登録を受けており、つぎのアまたはイに規定する事業所を、令和6年10月1日以降、引き続き運営する事業者を支給対象とする。ただし、区立施設を運営する指定管理者を除く。

- ア 障害者通所サービス事業所
地域活動支援センター
- イ 障害者(児)訪問サービス事業所
基準該当施設

(2) 支給額

- ア 支給の対象期間は、令和6年10月から令和7年3月までとする。
- イ 支給額は、東京都が実施する障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業を踏まえて設定した給付基準額を基に、下表により算出する。

請求区分	計算式
障害者通所サービス事業所	定員1人あたり給付基準額1,312円×定員数×月数
障害者(児)訪問サービス事業所	給付基準額39,500円×1事業所

注 定員数は、令和6年10月1日時点の利用定員の数とし、11月以降に新規に開設する場合は、指定および登録時の利用定員の数とする。

(3) 支給額を減額する場合の計算式

- ア 令和6年10月以降、新規に開設した通所サービス事業所については、開設した月から令和7年3月までの月数を定員1人あたり給付基準額・定員数に乗じて算出する。新規に開設した訪問サービス事業所については、開設した月から令和7年3月までの月数を6で割った数を、給付基準額に乗じて支給額を算出する。
- イ 令和6年10月から申請日までの間に、休止期間がある通所サービス事業所

については、休止期間の月数を6から除いた月数を定員1人あたり給付基準額・定員数に乗じて算出する。休止期間がある訪問サービス事業所については、休止期間の月数を6で割った数を、給付基準額に乗じて減ずる額を算出し、給付基準額から差し引いて支給額を算出する。

ウ 給付金の支給後から令和7年3月までの間に休止もしくは廃止した通所サービス事業所については、休止もしくは廃止した月から令和7年3月までの月数を6から除いた月数を定員1人あたり給付基準額・定員数に乗じて算出する。休止もしくは廃止した訪問サービス事業所については、休止もしくは廃止した月から令和7年3月までの月数を6で割った数を、給付基準額に乗じて減ずる額を算出し、給付基準額から差し引いて支給額を算出する。

エ 前記ア、イおよびウに基づく計算式は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時的に事業所を休止した場合には適用しない。

オ 事業所の新規開設、休止および廃止に伴う事由発生日は、毎月1日を基準日として計算する。

(4) 給付金を支給しない場合

ア 他の制度等により、本事業と同内容の給付金を受けている場合

イ 事業者が練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である場合

ウ 代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合または同条第3号に規定する暴力団関係者である場合

3 申請および支給方法

(1) 申請

ア 給付金を受けようとする事業者は、令和7年2月28日までに区に対して、第1号様式により申請および請求を行う。ただし、令和6年11月1日以降に、新たに東京都知事もしくは練馬区長の指定または登録を受けた事業者の申請および請求は、別途、区が指定する日までとする。

イ 申請事業者は、給付金を受け取るにあたり、運営法人の代表者名義の口座を指定することとする。なお、事業所名義の口座等、名義が異なる口座を指定する場合には、第2号様式（委任状）を区に提出するものとする。

ウ 事業者が2(1)に規定する事業所を複数運営する場合（同一所在地において運営する場合を含む。）は、それぞれの事業所ごとに申請を行うことができる。

エ 前記ウにかかわらず、事業者が同一所在地かつ同一建物において、2(1)イに規定する事業所を複数運営するときは、いずれか1つの事業所についてのみ申請を行うこととする。

オ 前記ウにかかわらず、事業者が同一所在地かつ同一建物において、2(1)アに

規定する事業所に併設して、2(1)イに規定する事業所を運営しているときは、2(1)イに規定する事業所については申請することはできない。

(2) 支給

ア 区は、事業者から給付金の申請および請求があったときは、申請の内容について審査を行う。

イ 区は、給付金を支給すべきものと認めた場合は、給付額を決定し第3号様式により、事業者に通知する。

ウ 区は、給付金を支給しないものと認めた場合は、給付額の不交付を決定し、第4号様式により事業者に通知する。

エ 区は、前記イによる給付額の決定後、速やかに事業者に支給するものとし、令和6年度中（出納整理期間を含む）に完了するものとする。

(3) 精算

前記(2)エにより支給した給付金の精算は不要とする。

4 その他

(1) 給付金の使途

本事業の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設等の運営経費を賄うためのものであるため、使途は光熱費に限定しない。

(2) 給付金交付条件

ア 本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、これを5年間保管しておくこと。

イ 区から障害福祉サービスの事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告すること。

ウ 前記アおよびイについて、区から必要な指示を受けたときは、ただちにその指示に従うこと。

エ 給付金を受けた年度およびその翌年度においても、給付対象となった障害福祉サービスを継続するように努めること。

(3) 給付金の取消し

区は、支給決定事業者がつぎのアからオまでのいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により、給付金の交付を受けたとき。

イ 給付金の支給決定の内容またはこれに付した条件その他この事業手続に違反したとき。

ウ 支給決定事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が2(4)イまたはウに該当するに至ったとき。

エ 令和6年10月から令和7年3月までの間に休業または廃業したとき。

オ 前記アからエまでに掲げるもののほか、区が不相当と認める事情が生じたとき。

(4) 給付金の返還

区は、給付金の支給決定の全部または一部を取り消した場合は、第5号様式により事業者に通知する。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に給付金が支給されているときは、その返還を命じるものとする。

(5) その他

この事務手続に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この事務手続は、令和6年 月 日から施行し、同年10月1日から適用する。